

大津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長から財務監査（随時監査（工事監査））の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年6月2日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂
同	山	本	久
同	浅	井	貴
			博

工事の適正な執行について

- 1 監査執行対象機関名 福祉部子ども未来局子ども・若者政策課
- 2 監査執行日 令和5年1月24日
- 3 監査の結果

監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部、予定価格が130万円を超えないため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約された工事（以下「小額工事」という。）において、以下に述べるように、検査及び見積書の内容に不適正な事案が確認された。

- (1) 「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」（平成22年1月4日制定。最終改正令和4年3月31日。以下「ガイドライン」という。）において、検査に際しては「契約条件と照合し、厳正かつ公平に行うこと。」また、監督者の責務として「工事工程の中で工事完成後規格、品質、数量、寸法等確認し難い場合は、その状況を記録又は写真撮影し、その他必要書類を提出させること。」と定められている。ところが、工事発注課は見積内訳書に計上されている内容が正しく施工されているかについて、これを確認できる資料の提出を求めることなく、工事の着工前と完工の写真のみで完工を認め処理されていた。

工事の施行については、契約事務を所管する総務部契約検査課が通知する「入札・契約事務処理に伴う留意点について」（令和4年3月31日付け契約検査課長名所属長宛て事務連絡）等により同事務の基礎知識及び進め方について理解を深めるとともに、担当職員のみならず複数の目によるチェック体制の強化を求めているところであり、工事発注課においては、業務に対する取組方や進め方について振り返りや見直しを行い、ガイドラインで定められている内容を遵守するとともに、組織として事務の適正な執行に努められたい。

- (2) 見積書を徴取した業者の見積内訳書において、同業者が負担する収入印紙代200円が計上されており、工事費と当該代金を合算した金額に10パーセントの消費税率を乗じた額を加算した金額が契約金額として支払われ、220円の過払いが生じていた。

この原因は、担当職員及び決裁者が内容を十分に確認しないままに、事務処理を行ったことによるものであるが、決裁者には契約事務を所管する総務部契約検査課及び見積査定事務を所管する建設部建築課も含まれている。

工事発注課においては、契約等の事務について適切に把握及び処理できる体制づくりと内部統制の浸透をより一層図り、適正な事務の執行に努められたい。

- 4 措置状況報告日 令和5年5月16日
- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

- (1) 指摘のあった工事について、改めて現地測量等を実施し、工事面積、防草シートの規格等が見積内訳書の内容と相違なく施工されていることを確認しました。

今回の事案を踏まえ、工事発注に当たっては、総務部契約検査課が令和5年4月3日付けで通知した「工事、測量及び建設コンサルタント等に係る小額施行伺、施行伺（契約検査課依頼）提出時の留意点について」に従い、積算基準、設計書、仕様書等を確認し、工事の内容が見積内訳書に正確に反映されているかを確認するとともに、あらかじめ完工検査において確認すべき点を想定した上で工事発注を行うよう、改めて認識の共有を図りました。また、完工検査においては、業者から提出された写真及び報告書が、仕様書や見積内訳書の内容と相違がないか確認した上で、必要に応じて現地確認を行うこととし、適正な完工検査に努めます。

- (2) 事業者が負担すべきであった収入印紙代及び消費税を過払いしたことについては、既に本市に過払分に相当する額である220円が返還されており、これに伴い契約金額を減額しました。

過払いが起こった原因は、担当職員及び決裁者が内容を十分に確認しないまま、事務処理を行ったことによるものであることから、前号の通知に加え、契約検査課が令和5年4月20日付けで通知した「入札・契約

事務処理に伴う留意点について」、「大津市職員の入札・契約マニュアル第13版」、ガイドライン等を用いて、契約事務の基礎知識及び進め方について担当職員が理解を深める機会を設けました。また、工事発注に当たり、所属内で入念な確認を行った上で工事内容を決定することとし、複数の職員がこれを理解した上で、互いにチェックできるよう体制を整えました。

これらの取組に加え、担当職員だけではなく決裁者においても契約事務への理解を深めるとともに、ガイドラインに定められている「小額工事（委託）発注時の小額契約見積チェックリスト」については、全ての決裁者がチェックし、契約等の事務について適切に把握及び処理できる体制づくりに努めます。